



発行：日本福祉施設士会
<http://www.dswi-sisetusi.gr.jp>

福祉施設士331号 平成31年4月15日発行（偶数月15日発行）

日本福祉施設士会 生涯学習誌

福祉施設士

Japanese association of Directors of Social Welfare Institutions

新たな時代を迎えて

04

2019 April



日本福祉施設士会倫理綱領

日本福祉施設士会は、あらゆる人々の尊厳を重んじ、福祉施設の運営に精励し、国民の信頼に応えるべく、ここに会員自らの倫理綱領を定めるものである。

福祉施設士は、社会福祉施設の運営、管理の責任を担うものであり、社会福祉に関する深い専門的知識・経験の蓄積と倫理性、公共性に基づいた社会的責任を自覚し、福祉活動を展開しなければならない。

- 1 福祉施設士は、利用者の基本的人権を尊重し、国民福祉の向上に努める。
- 2 福祉施設士は、福祉施設運営の質的向上に努め、利用者中心の福祉サービス充実を図る。
- 3 福祉施設士は、地域福祉向上のため、積極的にその役割を果たす。
- 4 福祉施設士は、社会福祉における専門家としての自覚をもち、創造性と開拓性を発揮すべく自己の研鑽に励む。

(昭和58年11月12日 決定)

(平成21年3月18日 一部改定)

日本福祉施設士会とは

施設運営・管理全般にわたる生涯研修の実施、「福祉QC」活動の普及など、たゆみない歩みを続けている社会福祉施設業種を横断した福祉施設長の自主的な組織です。事務局を全国社会福祉協議会・法人振興部内におき、会費を財源に自主的活動を続けています。

「福祉施設士」とは

「福祉施設士」とは、全国社会福祉協議会が社会福祉施設長を対象に毎年開催している「福祉施設長専門講座」(昭和63年に「福祉施設士講座」より改称)修了者に、全社協会長が授与するものであり、平成30年3月現在、全国で約5,400名の有資格者がいます。

② 「リーダー躍動！」

新たな時代を迎えて

社会福祉法人至誠学舎立川

至誠保育福祉研究所 所長 高橋 紘

⑦ 福祉施設士のめざすもの

当法人における人材確保の取り組みについて

社会福祉法人秀孝会

特別養護老人ホーム 京都ひまわり園 施設長 稲葉 裕二

⑩ 地域における公益的な取組について

～先駆的取組を振り返って地域課題に取り組む～

社会福祉法人県北報公会

大野岱吉野学園 施設長 成田 重昭

⑰ DSWI スクエア

東海北陸ブロックセミナー石川大会 報告

北海道福祉施設士会第59回ブロックセミナー 報告

⑳ あんてな

日本福祉施設士会 2～3月の活動報告

日本福祉施設士会 2019年度事業計画・予算

メールマガジンを読んでもみよう

リーダー・躍動!

国は、「地域共生社会」の実現を打ち出し、住民や関係者等の多様な主体が、生活上の課題を「我が事」・「丸ごと」として受け止めてつながり、これからの地域を共に創るための政策を推進している。地域での実践に際しては、複雑・多様化した課題に多機関・多職種で構成されるチームで向き合うことが求められている。

こうした中、福祉施設長は実践の推進役を担い、人と組織(チーム)の成長を導くリーダーの力を高めていくことがより重要となっている。施設福祉と地域福祉の推進に貢献する専門家として、福祉施設士の力量の発揮が求められている。

本連載では、地域で躍動する福祉施設士に求められる視点について、各分野で活躍する方々へのインタビューを通して考える。

新たな時代を迎えて

(東京都)

社会福祉法人至誠学舎立川 至誠保育福祉研究所 所長

高橋 紘

(保-2期 NO.233)

日本福祉施設士会会長



2019年度のスタートに当たり

平成最後の年度を皆様いかが迎えられましたか。年度の区切りは新しいスタートでもあります。今年5月から新たな元号「令和」に代わるということで、さらに大きく気持ちを切り替えるチャンスとなるでしょう。新元号には「人々が美しく心を寄せ合う中で、文化が生まれ育つ」、という意味が込められているとのこと。

私たちも、私たちの「福祉施設士」資格の意義を再確認し、力を合わせて日本の社会の中に「福祉施設士」文化を育てていきましょう。「福

祉施設士」資格者の資質維持向上のために日本福祉施設士会の仕組みが積極的に利用され、皆様が時代のあった役割を果たせるようになることを望みます。

平成30年度まで各ブロックセミナーや代議員会等で皆様のご意見を伺ってまいりました。

2019年度事業計画にはできる限り対応できる事項を盛り込みました。組織体制と事業の見直し等のために調査を実施し改善に取り組む所存でおります。今後も皆様のご意見をお寄せください。

入会された皆様へ

福祉施設長専門講座を修了して「福祉施設士」資格となった皆様、おめでとうございます。そし日本福祉施設士会にご入会を歓迎します。

入会申し込みは日本福祉施設士会の事務局が受け付け、各都道府県福祉施設士会の所属となりますので、各都道府県福祉施設士会の名簿がお渡しされることになります。お近くの会員と情報交換し、それぞれの課題を確認し合っていたいただきたいと思います。

「福祉施設士」はより高度な施設運営管理能力を習得したと認められた資格です。「福祉施設士」として誇りをもってご活躍されることを期待いたします。日本福祉施設士会は一般の福祉施設長の組織と異なり、福祉施設運営の専門家で組織されている団体です。会員の皆様が主体となり、相互に研鑽し支えあう組織であり、日本福祉施設士会は皆様の積極的参加で成り立っている団体であると理解していただきたいのです。会員の皆様は「福祉施設士」の資格を利用して様々な活動ができます。情報を共有するために、隔月発行の会報が送付されますが、それを補うために会員向けメールマガジンがあります。(メールアドレスを事務局に登録)業務改善技法として、「福祉QC」についても学べる機会を作っていますので、是非ご活用ください。

資格保持者の責務

世の中にはいろいろな資格がありますが、その資格に相応しい知識、技術、精神性等、専門性の高い業務の実践が期待されるという点では変わりありません。

「福祉施設士」資格保持者には「福祉施設士」としての責務が生じています。その責務とは資格者としての資質を維持し、日常の業務に生かしていかなければならないということです。行



全国福祉施設士セミナーにおける基調報告

政の指導を待って、または、行政の定める基準ぎりぎりでも運営するのではなく、会員の「福祉施設士」の多くはその基準の遵守はもちろんその基準を超えたレベルを施設の基準として運営しています。

資格取得時には福祉施設長専門講座で学んだレベルを認められ「福祉施設士」資格を授与されたとして、資格保持者はその福祉施設運営管理に関するレベルをどのようにして維持するのでしょうか。社会福祉制度や福祉ニーズや社会情勢は年々変化しています。それにどのように対応していくのでしょうか。

専門性の維持向上のお手伝い

日本福祉施設士会は皆様が「福祉施設士」の資質を維持する仕組みを規定化しています。

まず、福祉施設運営管理に関する知識・技術等の専門性を維持向上させるための研修制度があり、会員は制度や社会情勢の変化に合わせた研修を受講できます。また、精神性・倫理性を維持するために「倫理綱領」を定めています。実践の基準として「福祉施設士行動原則～6つの姿勢と12の行動～」が定められています。

これらに積極的に参加することによって「福祉施設士」は資質の維持向上を図ることができるのです。会員には研修会のご案内がその都度

送られますから必要に応じて会員価格で申し込むことができます。会員以外にはこのご案内は送られません。会員でもこれらのせっかくの研修に参加していない方々はどのようにしてその資質を維持向上していただけるのでしょうか。鍛錬して実践に生かしていないと知力体力は年とともに退化していってしまいます。研修に必要な時間と費用は必要になってきますが、長期的な展望に立って年間計画・予算の中に入れましょう。お仕事が忙しく、ついつい研修を先延ばしにしてしまう方、会員は日本福祉施設士会の主催するセミナー・実学講座などの研修に参加することが運営内規の遵守事項に示されていることを再確認していただきたいのです。研修参加記録は諸規定(6)「会員の研修実践の記録に関する規程」により会のコンピュータに記録されます。先の代議員会では都道府県別研修参加率ランキングを報告しました。

昨年の全国セミナーの基調報告では施設長のキャリアプランを考えることを提案しました。本会の目的に「生涯研修」を謳っていますが、「キャリア形成」に関する労働政策の近年の大きな動きについても目を向け本会の研修活動を皆様のキャリア形成に活用されることを期待します。

「施設長実学講座」は、年間5回の開催を予定しています。昨年開催した講座のアンケート結果では、好評をいただいています。

「福祉QC」全国発表大会も第30回となります。

キャリアアップして教育機関の教員や研修講師として活躍している方も多数いられます。

会創設40周年事業について

平成の時代から、新たな時代が変わるこの年に日本福祉施設士会は創設40周年を迎えました。

30周年の時に記念誌を発行しましたが、そ

の後の10年の歩みを40周年記念誌にまとめる準備をしています。この10年は皆様にとってどのような時代だったでしょう。自然災害の脅威、経済社会の変動、社会福祉ニーズの変化、2度にわたる社会福祉制度の大きな変革への対応に迫られた時代でもありました。当会の組織運営上も大きな変化がありました。プロジェクトチームにより、課題の整理、改善法の検討に取り組みました。これらをステップにしてさらに進化する機会としたいと思います。会創設40周年記念「第41回全国福祉施設士セミナー」は7月4日～5日に福岡県で九州・沖縄ブロックと共催します。その中で40周年を記念した表彰や交流会を開催します。各都道府県福祉士会でお誘いあわせのうえ参加し、九州・沖縄ブロックの方々を応援していただきたくお願いいたします。

中央から地方の時代へ

東京で開催する研修に地方から参加するには旅費等経費がかさむなど参加しにくい、との声が聞かれます。組織全体の活性化のための提案が寄せられる中で、地方研修への支援を強化してほしいとの提案もあります。

2019年度計画の中にも、「ブロック・都道府県組織で行う研修・セミナーの企画支援や広報協力を強化し、都道府県福祉施設士会活動の充実に向けて支援する。」と示しております。具体策は都道府県福祉施設士会からのご提案を受けて検討していくことになるでしょうが、今回の全国セミナーの福岡県での開催は一つのテストケースとして評価されると思います。

独立した組織である「都道府県福祉施設士会」の活動を皆様が主体的に展開するには、担当する方々のご苦労は大きいと思います。私も東京都福祉施設士会の活動を多くの方々のご協力を頂きながら進めておりますが、会員の

皆様や職員の方々に喜ばれると信じて努力しております。

身近なところから実績を上げていきましょう。ご自分の施設から、ご自分の法人で、近隣の施設と共同で、都道府県の会員の皆様と一緒に工夫していただきたいと思っております。

東京都福祉施設士会の活動

平成30年度の、東京都福祉施設士会の活動の項目を挙げてみると以下の通りです。

1. 秋季のセミナー「リスクマネジメント研修」の開催。9月6日(木)淑徳大学東京キャンパス。150名参加。講師・フォックスブルー(株)早川英樹氏。(※写真1)
2. 各地の災害への援助のため日本共同募金会へ4万円募金。
3. 会員施設の日常的な相互交流促進。役員会6回のうちを会員施設で4回開催。
4. 都外施設視察研修。平成30年10月 秋田県福祉施設士会へ11名参加。
5. 業務改善活動、福祉QCの実践、普及。東京都業務改善活動発表大会の開催。9月15日、於至誠ひの宿保育園。7サークル発表。講師8名参加、講評を頂く。25名参加。
6. 関東・甲信越静岡ブロック主催福祉QCサークル個別指導講座事務局を担当。平成31年2月13日於総評会館。19サークル発表。講師9名参加、講評を頂く。100名参加。発表資料集(写真5)及び「福祉QC改善事例発表資料のまとめ方・書き方」を配付。
7. 「多摩福祉経営塾」の開催。講師・岡橋生幸氏。7日間シリーズ。25名参加。於立川ホール(JR立川駅前)。(※写真2)
8. 「福祉経営塾(区部)」の開催。講師・岡橋生幸氏。於新宿・成子坂保育園。15

名参加。

9. 「保育士等キャリアアップ研修(マネジメント)」(東京都委託事業)の実施。各15時間3コース(立川・府中・大島)。(写真3、4)20時間1コース(世田谷)実施。
11. 「わかりやすい保育所運営の手引」(新日本法規出版社)の追録第9号執筆、編集協力。
12. 日本福祉施設士会主催セミナー、実学講座、関東・甲信越静岡ブロックセミナー(千葉県担当)等への参加促進。ブロックセミナーへは分担金8万1千円を拠出。
13. 情報誌「よろこび」の発行。
14. 「福祉QC改善事例発表資料のまとめ方・書き方」執筆者・QC講師羽田源太郎氏、村本誠治氏、企画編集・高橋紘、500部発行。日本福祉施設士会へ120部贈呈。
15. 社会福祉法人日本保育協会保育科学研究所とタイアップ(補助)して調査研究の実施。テーマ「保育所における外国にルーツをもつ子どもの親支援に関する研究」主任研究員・日本女子大学准教授和田上貴昭氏。報告書は日本保育協会ホームページにアップされている。
平成31年度もほぼ同様の事業計画で進めていく予定。

*14の「福祉QC改善事例発表資料のまとめ方・書き方」は福祉QCの教材として作成したもので、具体的な発表事例を挙げて解説している。第2シリーズを準備中。ご希望の方には頒布している。広くご活用いただければ幸いです。(※写真6)

参加者アンケートによると、多摩福祉経営塾、福祉経営塾の評価ははじめ各種研修の満足度は非常に高い結果となっています。

(写真1)



リスクマネジメント研修(淑徳大学東京キャンパス)

(写真2)



多摩福祉経営塾(立川市・立川ホール)

(写真3)



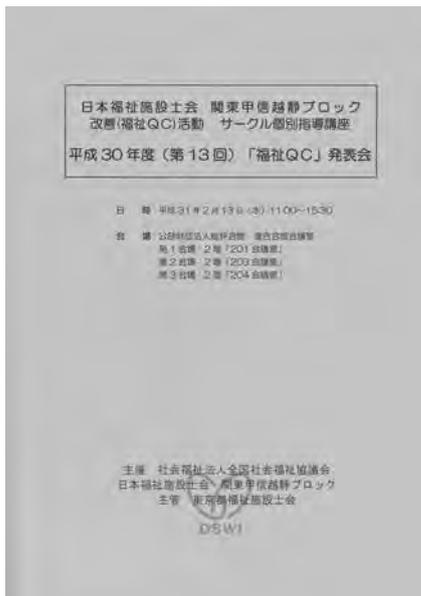
保育士等キャリアアップ研修(大島町・北ノ山保育園)

(写真4)



保育士等キャリアアップ研修(府中市・府中愛児園)

(写真5)



QC発表会資料

(写真6)



福祉QC研修資料

「当法人における人材確保の取り組みについて」

(京都府)

社会福祉法人秀孝会 特別養護老人ホーム京都ひまわり園 施設長

稲葉 裕二

(老-36期、No.5033)



1 はじめに

社会福祉法人秀孝会は京都府八幡市に平成4年6月に法人を設立し、従来型特養・ユニット型特養・ケアハウス・グループホームをはじめ、ショートステイ・デイサービス・リハビリ特化型デイサービス・訪問介護・居宅介護支援・地域包括支援センターを運営している。京都府内では高齢者人口は73万人を超え、高齢化率は28.5%になっている。高齢者の5人に1人は要介護認定を受けている状況である。また、八幡

市の人口は71,342人(高齢化率30.3%)で、高齢化率は上昇している現状である。八幡市内においてサービス事業所は増加しているが、どの事業所でも人材不足に悩まされている。八幡市としても、介護保険事業計画を推進していくうえで人材確保については課題と捉えていると聞いている。また、当法人にとっても同様に大きな課題となっている。人材確保という大きな課題に対して、今までとおりの採用活動では人材確保は難しいと考え、新たな取り組みを行っている。

2 人材確保について

(1)独自の就職フェアの開催

京都府内では年3回の就職フェアが開催されている。しかし、府内全域や京都府南部地域の就職フェアでは八幡市に勤めようと思う求職者が来ないのが現実であった。八幡市では八幡市老人福祉施設連絡協議会(市老連という)という団体があり、市老連と八幡市ならびに京



京都ひまわり園 外観

都府福祉人材・研修センターと協議し、八幡市単独の就職フェアを開催することができた。出展法人は市内事業所(高齢・障がい)で求職者の多くは八幡市民だった。高齢者雇用や非常勤雇用など多様な求人情報と多様な働き方を地元で求めている方々との出会いの場になったと感じている。平成30年度は初めての開催でもあり、求職者の来場は25名だったが、採用につながることを期待しているところである。また、継続して開催することも決定しており、平成31年度は7月に開催できるように協議している。他市においてもいくつかの市町村で開催していくことになっている。八幡市では広報やイベント企画にも力を入れ、充実した内容になるよう検討しているところである。

(2)外国人技能実習制度の導入

当法人では4月にベトナムからの技能実習生を迎えるよう進めている。約2年前から議論を重ね、ベトナムにも赴きベトナムで日本語や介護を学ぶ学生とも交流した結果、技能実習生の受入れを決定した。介護の業界で外国人を雇用することに文化の違いや言葉の壁など、不安の声があることは承知している。しかし、最近採用する職員のなかにも日本文化が周知されているかと問えば疑問が生じている。技能実習生は文化も言葉も一生懸命学んで日本に来る。言葉については入国時にはN4^{*}程度が要件とされ、N3の合格者やN3^{*}に近い能力を備えて入国してくるのである。専門用語は難しいが、普段の生活支援においては文化の違いや言葉について大きな問題はないと考えている。

そして、技能実習生を教育することで現場職員の育成にも繋がると考えている。技能実習生

※ N3=日常的な場面で使われる日本語をある程度理解できる

※ N4=基本的な日本語を理解することができる

を教育することは無資格未経験の職員を教育することにも通じる部分がある。

気になるのは、支援を受ける入居者の方が受け入れてくれるのだろうか、ということである。すでに留学生を受け入れている施設に聞いてみたところ、いつもニコニコして支援してくれる技能実習生は心配することなく受け入れられたそうである。だから大丈夫ということではないだろう。ただ、外国人かどうかではなく、どのような人に支援してもらうかが重要なのではないかと考える。

すでに3月に入国し、4月下旬には施設に配属される。彼女たちの活躍に期待している。

(3)ソフトテニス部の創設

当法人では平成31年4月に女子ソフトテニス部を創設した。働きながらソフトテニスが続けるとい選択肢が非常に少ないことを聞き、働き手が欲しい介護の仕事がコラボできたらお互いにメリットが発生すると考えたのである。

選手たちは介護について学んだ訳ではないが、4月採用職員の研修プログラムを受講することで一定の知識や技術は身に付けられる。研修プログラムは2週間、座学・実技の研修になる。社会人としての学びから高齢者の尊厳、介護技術などをしっかり学んでもらう内容になっている。



前列右、後列左、右が技能実習生

福祉施設士のめざすもの

その後は配属部署のOJTで3ヶ月くらいの研修計画を作成して知識や技術を高めていく。そして高齢者施設で働く介護職員としてスキルを磨く一方でソフトテニスでは日本一を目指す。介護職員としては早出業務を中心に勤務し、業務後にテニスの練習を行う。選手たちはハードなスケジュールで働く不安もあるが、働きながらテニスができる環境に期待していると言う。受け入れる職員たちもどのように教育し、どのように働いてもらえるか、不安もあるが職員不足の解消に歓迎の声は多い。人材確保が難しいなか、当法人のイメージアップのみではなく、介護業界全体のイメージアップにも活躍してもらい、多くの若い人たちが介護の仕事に目を向けてもらえるよう願っている。今後、介護職員としての魅力発信も、テニスプレーヤーとしてのスキルも活かして、地

域貢献につながる取り組みを模索していきたいと考える。

3 おわりに

社会福祉法人として「地域に根差す」「地域に必要とされる」ことは重要だと思う。地域に必要なサービスを行っていくうえで、人の力は不可欠である。ロボット化・AIなどの導入も進んでいくと思うが、どうしても人の力が不可欠な部分がある。今後、労働人口は減り、高齢化率は上昇していくと思われる。介護職員不足は益々深刻化していくだろう。しかし、人がいれば良いというものではない。質を向上させる努力は惜しまず、多様な人財を育て、地域に必要とされる法人を目指して日々取り組んでいきたいと思う。



ソフトテニス部選手



ソフトテニス部 発足会

「地域における公益的な取組について ～先駆的取組を振り返って地域課題に取り組む～」

(秋田県)

社会福祉法人県北報公会 知的障害児入所施設・障害者支援施設

大野岱吉野学園 施設長 **成田 重昭** (障 - 33期、No.4586)



はじめに

原稿執筆の機会を頂戴したので、当法人が昭和53年から取り組んで来た今日でこそ社会福祉法人の公益的な取組とされる、先駆的実践を振り返りながら現在の取組をご報告させていただき、今後の課題等について触れていくこととする。

1 法人の所在地

私たちの法人は秋田県北秋田市で県北部中央に位置し、秀峰森吉山(1454m)をはじめとする自然遺産、名瀑や豊かな自然環境に恵まれた地域となっている。※吉野郷全景参照

平成の大合併で旧阿仁町、森吉町、合川町、当法人のある鷹巣町が合併し、平成10年7月に開港した大館能代空港を擁する鷹巣町が市

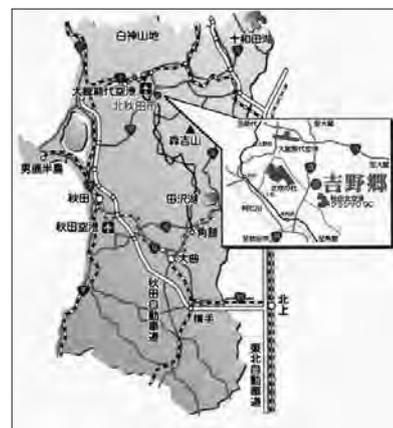
中心部となった。市南部の阿仁地区の山間地で鷹巣地区までは車で所要1時間余り、秋田内陸縦貫鉄道が鷹巣駅-角館駅間に4駅があるとは言いつものの、移動の不便を余儀なくされている。

北秋田市の平成31年2月末の人口は32,094人となっているが、とりわけ少子高齢化の波は凄まじい状況となっている。2018年7月1日時点における秋田県人口に占める65歳以上の割合を示す高齢化率は36.3%であった。当北秋田市の高齢化率は48.3%で、この数字は秋田県内24市町村中8番目に位置しておりその状況を窺い知ることができる。

このような状況は買い物難民、学校の統廃合、特別支援学校の通学の問題、保育園の定員削減等、枚挙に暇がない状況である。



吉野郷全景



交通案内

2 法人の沿革概要

法人の創立者は戦後の混乱期に自らも大病を患いながらも「生かされて命に感謝し生涯1000人の子ども達のために身を捧げたい」と、昭和30年4月1日私邸と土地を寄贈し養護施設「陽清学園」を開設し24人の子ども達を迎え入れたところから始まっている。そして陽清学園を母体として8月22日法人が認可となったのである。

以来、保育園、障害児入所施設、障害者支援施設、北秋田市障害者生活支援センター（北秋田市指定管理事業）、北秋田障害者就業・生活支援センター（国・秋田県委託事業）、北秋田市通園施設もろび子ども園（北秋田市指定管理事業）の事業を展開し現在に至っており、今年8月で法人創立62年目を迎える。

※法人の実施事業参照

法人（通称：吉野の郷）の敷地は35,411.33㎡と広大で緑豊かな自然環境の中に施設が点在し、敷地一周4kmの散歩を楽しんだり、秋には敷地内でリンゴ狩りや、栗拾いを楽しむことができる。

※吉野の郷全景参照

3 法人の公益的な取組の先駆的実践から

(1) ボーイスカウト、ガールスカウト活動

2016年に社会福祉法人の公益的な取組が制度化されているが、公益的な取組なる言葉が全く無かった時代、当法人は地域貢献事業とも言える事業として、昭和53年8月に、ボーイスカウト秋田第46団の発団を契機とするボーイスカウト活動を開始した。

ここではボーイスカウト活動を詳述することが目的ではないが、その趣旨は「主として野外活動を通じて心身ともに健全な青少年育成活動を行うもの」とされる。法人の創立者は施設児童の社会的育成ということ

と、地域の児童生成少年の健全育成を願い秋田第46団を法人内に組織したものであった。

法人各施設職員が指導者としての研修を受け、野外訓練と奉仕活動を積み上げるというスカウト活動は、当時習い事や、学校のクラブ活動等が少なかった時代の格好の実践教育活動の機会でもあったといえる。登録団員は昭和55年6月のガールスカウト発団を加えて施設児童と地域児童・生徒合わせて50人を超える時代もあった。

その活動は以来法人の事業計画に毎年組み込まれ、平成30年度事業計画までの41年間継続された。時代の趨勢により加入団員が皆無となった平成31年度事業計画には、スカウト活動を休止する旨の記載となり41年間歴史にピリオドを打つこととなったのである。

法人の実施事業

(1) 第一主社会福祉事業

- イ) 児童養護施設 陽清学園(定員42名)
- ロ) 障害児入所施設 大野岱吉野学園(定員30名)
- ハ) 障害者支援施設 吉野更生園(施設入所支援定員30名 生活介護35名)
- ニ) 障害者支援施設 大野岱吉野学園(施設入所支援定員30名 生活介護35名)

(2) 第2種社会福祉事業

- イ) 保育所 南鷹巣保育園(定員120名)
- ロ) 子育て短期入所事業
- ハ) 障害福祉サービス事業
- ニ) 児童自立生活援助事業 ようせい
- ホ) 子育て支援拠点事業 南鷹巣保育園
- ヘ) 相談支援事業
- ト) 障害者就業・生活支援センター
- チ) 地域活動支援センター
- リ) 児童発達支援事業
- ヌ) 放課後等デイサービス事業
- ル) 保育所等訪問支援事業
- ヲ) 就労継続支援B型事業 吉野工場

(2) 地域福祉委員会による一人暮らし高齢者世帯への月1回の弁当宅配事業(友愛訪問事業)

法人内に現在13の委員会が組織されているが、昭和56年当時、地域福祉委員会を含め4つの委員会が組織されていた。この中の地域福祉委員会が毎月1回栄養士、厨房職員とチームを作り夕食弁当の調理・配食を無料で行っていた。地元集落の七日市地区を対象としたもので一人暮らし30世帯程が対象であった。

法人創立者の地域奉仕事業としての発案によるものであったが、間もなくこの活動に地元婦人会、当時の鷹巣町社会福祉協議会が加わり、弁当配食世帯も100世帯近くまでに拡大したと記憶している。この時点に至ると費用の2/3は社会福祉協議会が負担し共同事業となり、昭和59年には社会福祉協議会事業に移行されている。

弁当配食事業は現在一般的な事業となっているが、その先鞭は法人創設者の卓越した先見性にあった点は特筆される。

4 現在の公益的な取組(社会福祉法第24第2項)

(1) 地域福祉委員会による「友愛訪問」、地域サロン、地域伝統行事協力事業

先に述べた弁当配食事業を地元社会福祉協議会に移行後は、平成20年まで毎年11月に友愛訪問として一人暮らし世帯へ、法人の障害者施設のパン製品や農場産の果物を届けながらの訪問活動をささやかに継続していた。

平成21年からは地元民生・児童委員、公民館と連携し、地域福祉委員会の委員8人が交代で地元サロン、地域伝統行事への協力活動行ってきている。平成30年度活動実績は以下のとおりであった。



サロンの様子



ギフトカード

■いきいきサロン研修

10月19日～北秋田市・またぎの湯温泉入浴、食事を楽しむ会(主催：七日市地区民生委員 地域福祉委員4人参加)

■ゆうあい訪問

11月14日～七日市・沢口地区一人暮らし・二人暮らし高齢者世帯訪問10世帯(当委員会主催 委員7人参加)

■いきいきサロン新年会

1月18日～北秋田市・あゆっこ 温泉入浴・食事・ミュージックケア・ゲーム等(七日市地区民生委員主催 地域福祉委員3人参加)

■七日市葛黒地区火祭りボランティア

2月17日～七日市葛黒地区火祭りのマイクロバス貸し出し・車両運転・模擬店販売ボランティア(七日市葛黒地区主催 地域福祉委員3名参加)

■にこにこサロン訪問

- ①5月24日 ②8月30日 ③11月29日
- ④2月28日～七日市部落会館で毎週木曜日開催のサロンに参加しミュージックケアを行う(七日市公民館主催 地域福祉委員2人参加)

(2) 広域災害ボランティア派遣登録

平成の時代は3.11地震災害をはじめとする自然災害が多く、ボランティアの重要性がとりわけ強調された時代となっていた。

秋田県社会福祉協議会は平成30年広域災害ボランティア養成研修会を合計6日間にわたり実施し、研修終了者を秋田県に災害派遣ボランティアとして登録し、いざという時は派遣要請に応じる体制となっており、当法人各施設職員

5人(障害施設3人、児童養護1名、就労継続支援B型事業所1人)が登録している。

結びに

当法人は前述のとおり、公益的な取組という言葉が無い昭和53年からボーイスカウト活動による青少年の健全育成活動、地域福祉委員会による高齢者世帯訪問活動を実施してきた。発想は高齢者の地域ニーズであったり、地域青少年の健全育成活動への貢献という自主的取組であった。振り返ってみれば法律や制度にない事業への取組であった。

法人創立者の理念、想いを今に引き継いだ取組がまさに公益的な取組であった点を認識しているものである。

今後は、冒頭で述べた少子高齢化の様々な課題に対し、社会福祉法人として関連諸機関と連携して果敢に取り組んで行かなければならない責務を再確認して本稿を閉じることとする。

平成25年3月14日

「福祉施設士行動原則～6つの姿勢と12の行動～」

日本福祉施設士会

第1章 「福祉施設士」資格とは

(1) 「福祉施設士」資格の創設目的

○「福祉施設士」資格は施設運営(経営)上必要な知識を体系的に学ぶことで運営(経営)管理に欠かせない専門的な知識を習得し、福祉施設長の質向上を図ることを目的に、昭和51(1976)年に創設されました。

※昭和51年に第1回「福祉施設士講習会」(現在の福祉施設長専門講座)が開催されました。前年(昭和50(1975)年)に全国社会福祉協議会・福祉専門職小委員会がとりまとめた「社会福祉施設長など職員の資質向上策について」の中では、「社会福祉施設の運営管理の業務について、適正な運営をはかるべき施設長など幹部職員は、その特殊性に立脚した管理の専門知識を修得することは急務」との問題意識が示され、その対策(専門知識を修得する場)として講座は企画されました。

○福祉施設長の質向上を図るためには、“資格取得時のただ一度の学び”では十分ではなく、継続的な学びが必要であるとの問題意識より、講座修了生の団体として「日本福祉施設士会」が昭和54(1979)年に発足しました。

○資格創設当時は、福祉施設長の質向上を図る仕組み、学ぶ意欲をもった福祉施設長およびその候補者に向けた体系的な研修機会は皆無でした。平成25(2013)年で講座開始から37年、会発足から34年経ちますが、いずれも体系的な学びの場を求める福祉施設長に向けた研修機会確保をはじめ、福祉施設長の質向上への役割を着実に果たしてきました。

(2) 福祉施設士に求められること

○本会の運営内規(第2条)では、「**会の目的**」を「『福祉施設士』資格を有する者が、社会福祉施設運営管理の専門職として、資質の維持、向上のための生涯研修ならびに、福祉施設職員等の養成研修につとめ、もって施設福祉と地域福祉の推進に寄与し、かつ『福祉施設士』資格の社会的認知を資すること」と規定しています。

○本会は昭和58(1983)年に、会員(福祉施設士)が守るべき基本的な行動を定めるものとして「**倫理綱領**」を設けました。

〔日本福祉施設士会「倫理綱領」(昭和58年11月決定、最終改定平成21年3月)〕

1、福祉施設士は、利用者の基本的人権を尊重し、国民福祉の向上に努める。

- 2、福祉施設士は、福祉施設運営の質的向上に努め、利用者中心の福祉サービス充実を図る。
- 3、福祉施設士は、地域福祉向上のため、積極的にその役割を果たす。
- 4、福祉施設士は、社会福祉における専門家としての自覚をもち、創造性と開拓性を発揮すべく自己の研鑽に励む。

内容は、福祉施設士の ①利用者や社会への姿勢、②経営・管理する法人・施設への姿勢、③法人・施設がある地域への姿勢、④管理者としての自身の姿勢、といった福祉施設士としての基本的な姿勢を定めたものです。

(3)「福祉施設士行動原則」とりまとめの目的

○会発足当時と比べ社会・経済状況が変わるとともに、社会福祉を取り巻く状況も大きく変化しました。福祉施設経営の面でも、利用者にサービスを提供するうえでなくてはならないことや、組織を運営するうえで整備しなくてはならないことにとどまらず、社会的な要請等を背景に求められることも増え、その範囲は広がっています。それにとともに、福祉施設長が取り組むべき課題も増えています。

○加えて、高齢化の進行や家庭・地域環境の変化により福祉サービスの利用が増え、あわせて福祉従事者をはじめとしたステークホルダー(利害関係者)も多様化しました。福祉施設(事業所)の数も、第2種社会福祉事業を中心に社会福祉法人以

外の主体による小規模なものが増えていきます。

○規制緩和を志向する考え方に基づく「福祉施設管理者の要件を緩和すべき」との意見がある一方で、利用者の権利侵害や過度な利益追求に走る事業体の例も散見されます。

○以上の現状からも、福祉施設の質を左右するキーパーソンである福祉施設長の質の確保・向上を図ることが必要であり、福祉施設士がその実現に主たる役割を果たしていくべきと考えます。福祉施設士がいる福祉施設は安心・安全なサービスが行われているとの評価を得ていくことこそ、福祉施設士資格の認知向上につながるものです。

○福祉施設長の質向上をめざす体系的な学びの場たる「福祉施設長専門講座」や「日本福祉施設士会」は、30余年前の創設時以上に必要とされる環境にあると考えられます。福祉施設長専門講座を受講することでの研鑽、日本福祉施設士会会員としての地域・社会での活躍が、これまで以上に求められます。

○今あらためて「福祉施設士」資格および「日本福祉施設士会」の目的を会員一人ひとりが再確認し、その自覚的な取り組みを促進するための指針(「福祉施設士行動原則」)をとりまとめることとします。

第2章 「福祉施設士行動原則～6つの姿勢と12の行動～」

○あらためて「福祉施設士」資格および「日本福祉施設士会」の目的を確認し、会員一人ひとりの行動の指針として、本章では会員（福祉施設士）に求められる**行動原則**（「**福祉施設士行動原則**」）を整理します。

○内容は、本会「倫理綱領」の4項目を基本とします（第1章(2)参照）。倫理綱領が定める基本的な姿勢に即して、それぞれ福祉施設士が利用者や社会等に向けて求められる行動を明示するものです。

「福祉施設士行動原則～6つの姿勢と12の行動～」

<「利用者や社会」に対して>

1、利用者への姿勢

行動① 安全で良質なサービスを継続的かつ安定的に提供する

行動② 利用者の権利を尊重した支援を展開する

2、社会への姿勢

行動③ 透明性を高め積極的な情報公開・提供を進める

行動④ 公益性に相応しい体制を整備し、効果的・効率的な組織運営を進める

<「経営・管理する法人・施設」に対して>

3、組織への姿勢

行動⑤ サービスと組織の改善を続ける

行動⑥ 新たな課題に挑戦する

4、職員への姿勢

行動⑦ 福祉人材の育成に努める

行動⑧ 働きがいのもてる職場を作る

<「法人・施設がある地域」に対して>

5、地域への姿勢

行動⑨ 地域の福祉課題に積極的に取り組む

行動⑩ 関係機関と協力し地域を支える主たる役割を担う

<「管理者としての自身」に対して>

6、自己への姿勢

行動⑪ 学びを続けることで自己の成長をはかる

行動⑫ 実践を重ねることで信頼を積み上げる

東海北陸ブロックセミナー石川大会 報告

石川県福祉施設士会 夷藤 和明

東海北陸ブロックセミナー石川大会を、平成31年2月15日、金沢市中心部に位置する石川県社会福社会館にて開催した。当日は心配された積雪もなく、快晴とまではいかないまでも、この季節としては穏やかな天候に恵まれた大会日和となった。

今回の基本コンセプトは「見つめ直して」。人の役に立ちたいという福祉の原点をふまえ、自身を見つめ直し、どうあるべきかを考えるきっかけ作りになればという思いを趣旨として、県内外より15名が参加した。開会にあたり石川県福祉施

設士会・新保裕子会長より開会宣言を行い、石川県社会福祉協議会・西和喜雄専務理事より激励のご挨拶を頂戴した。

基調報告として日本福祉施設士会・高橋絃会長より「期待される福祉施設士に」と題して福祉施設士資格自体を含め福祉施設士の役割・使命、今後のあり方についてご説明いただいた。

その後、講義①として石川県災害ボランティア協会・水戸雅之会長より、「最近の災害と我々の果たすべき役割について」と題して災害時における福祉施設の対応、災害を想定した日頃



新保会長



高橋会長



水戸氏

の考え方などについてご講義を頂いた。自分の住む地域は大丈夫ということではなく、他で起こった事は自分達の地域にも起こりうる事なので、「想定外」を「想定内」にする事が大切だという事、「宝くじに当たる確率と宝くじを買った帰りに事故に遭う確率では明らかに後者の方が高い」など、ユーモアを交えながらも笑い事では済まされたいへん興味深い話題が続いた。特に「自然が変わるなら、我々も変わらなければいけない」と言うコメントには奥深さを感じさせた。

講義②では鈴木大拙館・猪谷聡学芸員より「思索のすすめ」と題して、鈴木大拙の世界に触れ「静かな無意識」という考え方を学び、その後実際に鈴木大拙館を見学した。そこでは散



猪谷氏

策を楽しみながらしばし時間を忘れ、展示空間・学習空間・思索空間を巡り、それぞれに感じ取っていた。

情報交換会は加賀藩家老の旧邸を活用した老舗料亭「かなざわ石亭」。そんな一室で歴史の一端を味わいながら、高橋会長のハーモニカの音色に皆酔わせていただいた。

災害を学ぶことで個々の意識を見つめ直し、組織としての考え方を見つめ直し、鈴木大拙館にて無意識を学び無を感じ、心を洗い、そして自分を見つめ直す…。

参加者の皆さんもそれぞれに見つめ直し、何かのきっかけをつかんで帰られたのではないかと思う。



鈴木大拙館にて



鈴木大拙館にて

北海道福祉施設士会第59回ブロックセミナー 報告

日程 平成31年3月6日(水)～7日(木)

場所 ガーデンパレスホテル 札幌市

北海道福祉施設士会森岡一裕会長の開会挨拶の後、日本福祉施設士会高橋会長より基調報告がなされた。高橋会長は、「期待される福祉施設士の会へ」と題し、日本福祉施設士の研修事業への期待と都道府県施設士会の事業に、会員個人の研修課題を整理することが大切。福祉施設士は、目指す福祉施設長像となるように、一般の福祉施設長との違いを意識する。また、期待される福祉施設士に成長するため、常にバージョンアップする必要がある。会員一人ひとりの研鑽や、実践力を高め福祉向上の成果を発信し、地域共生社会の実現を行動原則により実績を整理する。また、自主的に成長や進化をするため、実績事実を基に、自己の実情を見える化をすることの必要性を話さ

れた。社会情勢の変化に対応するため福祉施設は、新たな制度への取り組みと、改革の推進や地域における我が事・丸ごとの主体的な取り組みの実践者として、力を発揮し地域に積極的に貢献しなければならない、と熱く報告された。

講演1では、北海道庁の北海道保健福祉部福祉局施設運営指導課 事業指導グループの八十島主査より、平成28年8月から9月にかけて大雨等の災害が発生し、甚大な被害があったこと。災害時の対応として、屋内では防災無線が聞こえないため、戸別訪問で避難情報を伝えたこと。要配慮施設の利用者等の避難に対し、介助者が不足していた事などが、後のアンケートで判明したこと。また、昨年9月6日未明に発生した北海道胆振東部地震では、家屋の



森岡会長



高橋会長

倒壊、地滑り、人的被害もあり広範囲に甚大な被害があったこと。福祉施設にも被害が及び、近隣の施設は率先し出来る限りの応援をしたことなど。道庁が把握したことを話された。社会福祉施設等の災害対策について、非常災害対策計画の策定や避難訓練等の実施状況、非常災害策定計画の手引きを北海道のHPに掲載していることを話された。福祉施設における、高齢者・障がい者に対する虐待防止に向けた実態調査の概要版を基に報告があった。調査の目的は、職員による利用者に対する虐待が後を絶たない状況を踏まえ、虐待を未然に防止していくために、現に施設を利用している高齢者や障害者本人及びご家族、現場で介護や支援に携わる施設の職員の声を積極的に収集し、安全で適正なサービス提供に繋げるために基本調査を実施したことが話された。終わりに、A型事業所における適正な運営に向けた指定基準の見直しに関する取扱が厚労省より示されことについて、平成29、30年の厚労省社会・援護局から都道府県等に出された通知を基に、経営改善計画の作成、提出をした事業所に対しては、経営改善に向けた指導だけではなく、必要な支援も実施すると話された。この他経営改善計画書を提出する必要がある事業所の状況と、経営改善計画書の提出状況を取りまとめたものを公表していると話された。

講演2では、北海道知的障がい福祉協会の顧問でもある、弁護士の小黒芳郎様より、「施設で起きる法的トラブルあれこれ」と題し、施設で起きる法的トラブルの生ずる場面について、公表されている判例を資料に基づいてのご講演があった。はじめに、社会福祉法人の施設で起きる法的トラブルあれこれを知ることは身近で起きるかもしれないことについて、判断、行動の基準として裁判例の持つ意味など、判決が出るのはごく少数で、その前に多くの件が訴訟上の和



八十島氏

解や、訴訟前の交渉などで解決されていると話された。

本日の講師でもある小黒弁護士が関わった法的トラブルは、以下のとおり。

①施設職員の利用者さんとの関係で起きるトラブル

東京高裁(H30.8.16)判決、入所中の母に面会にきた原告が、被告の職員に面会を拒否されたことによる精神的苦痛を受けたと主張し、慰謝料の支払いと面会を求めた件について請求をいずれも棄却された。

②職場の関係で起きる法的トラブル

社会福祉法人からの採用内定を受けていた原告が、同法人がした採用内定取り消しは無効であるとして、同法人に対し、労働契約上の権利を有する地位の確認及び未払いを求めた件につき、原告の請求が棄却された。

まとめとして、訴訟で判決が出るということは、それまでに、訴訟上の和解や、訴訟前の和解・示談で解決されている事例が数多くあることを示すものであること。判決になるのは、事実認定の問題、有る事実を前提にしての法的評価の問題で議論がある場合で、事実認定は、客観的、直接的な証拠から認定されるほか、間接的な事実による積み上げで推認されることも多いとのことだった。

法的評価は、法令や、契約内容からその行為、行動が違法かどうか、過失があるかどうか判断されるもので、具体的事象での注意義務等が争われ、裁判所の示す判断内容は施設側での行動指針として留意する必要があると、講演された。

講演3では、危機管理マネジメントと題して、(株)北海道保健補償代表取締役の石山忠様より、ご講演をいただいた。危機管理とは、企業経営や事業活動が深刻な損失を被る、もしくは社会一般的に深刻な影響を及ぼすと予測される事態を『危機』と定義し、その危機の発生を予測して、事前にコントロールするあらゆる活動(準備、手法、設備機器、先行投資など)に対して、事故は起きるものを前提に対応や対策を講じる必要があるとのことだった。

- * 危機管理…重大な危機や事故・内容は年数を経るごとに範囲は広がる。
- * リスクマネジメント…小さな事故を考える。
- * 事故は起きるもの…保険制度の活用によるリスクマネジメント、危機管理同様にリスク管理とも呼ばれる。リスク管理は想定される、あらゆるリスクを徹底的に洗い出し、そのリスクが発生したらどのような影響があるか分析をする。リスクを抑止する方策を検討し、影響の大きさに従って優先順位を付けリスク防止策を立案し、実行する。
- * リスクの発生原因
 - ・ハザード=危険(事故・疾病)の背景となる要因。
 - ・ペリル=事故そのもの
 - ・リスク=実害、損害
- * マニュアル作成について
 - ・潜在的な危機の洗い出し、どのような危機が起こりうるかを洗い出す。過去に同業他社に生じた危機、又は今後新たに起こると予測される危機について、文献、



小黒氏

新聞、インターネットで情報収集をする。
 ・危機管理計画の作成にあたり、想定される危機ごとに危機管理チームを構成すると効率が良い。

- ① 平時の危機管理……設備・備品の充実、避難訓練、定期的な危機管理マニュアルの見直し。
- ② 危機発生時の危機管理……基本的な行動指針の決定、危機発生時の各部署の役割、情報管理方法の決定。
- ③ 復旧時の危機管理……でんき・ガス・上下水道の生活インフラの復旧方法の見直しと、資金管理者の決定これらの項目に対し、予算、資源などを考慮しながら危機管理計画を策定する。ポイントとして、自施設は勿論、社会的な目線にも、注視して迅速な体制を築く。

支援を必要とする方達のため、危機管理をおろそかにして、支援をサービスが滞っては社会資源としての存在が果たせなくなる。そのようなことが無いように対策に万全を期するようになることが重要とのご講演があった。

その後、森岡会長の閉会の挨拶では、昨日の基調講演と3本の講演者に謝意を延べ、第59回北海道福祉施設士会ブロックセミナーは終了した。



石山氏



会場の様子



交流会の様子

あんな

日本福祉施設士会

2月～3月の活動報告

日付	内容
2月7日(木)	生涯研修委員会
2月8日(金)	広報委員会
2月13日(水)	関東甲信越静岡ブロック改善(福祉QC)活動 サークル個別指導講座(東京都・千代田区)
2月15日(金)	東海北陸ブロックセミナー石川大会(石川県・金沢市)
2月20日(水)	総務委員会
2月22日(金)	理事会(第3回)
3月6日(水)～7日(木)	北海道福祉施設士会第59回ブロックセミナー(北海道・札幌市)
3月22日(金)	理事会(第4回)
3月22日(金)	代議員会(第2回)

会議報告

生涯研修委員会 2月7日(木)

生涯研修委員会では、①平成30年度生涯研修事業の進捗報告および、②2019年度生涯研修事業について検討を行った。②について、参加者数が減少傾向にある中、プログラムの充実や、より一層の参加勧奨を図ること、全国セミナーを九州沖縄ブロックセミナーと共催すること等についての意見があり、研修会日程案とともに第2回代議員会に提案することを確認した。

広報委員会 2月8日(金)

広報委員会では、①平成30年度広報事業の進捗報告および、②2019年度広報事業について検討を行った。特に②に関連して、本会の魅力を発信する広報内容の充実について

確認した。

関東甲信越静岡ブロック改善(福祉QC)活動 サークル個別指導講座 2月13日(水)

東京都・千代田区において、約100名の参加者を得て開催された。19の福祉QCサークルの発表があり、日頃の活動成果が報告された。

東海北陸ブロックセミナー石川大会 2月15日(金)

セミナーの報告は、DSWIスクエアに掲載していますので、そちらをご覧ください。

総務委員会 2月20日(水)

総務委員会では、①平成30年度事業の進捗状況および決算見込の報告、②2019年度事業および予算について検討を行った。①に関係した平成30年度補正予算について、②について、第3回理事会に提案することを確認した。

理事会(第3回) 2月22日(金)

平成30年度補正予算について、2019年度事業計画・予算について検討を行った。

北海道福祉施設士会第59回ブロックセミナー 3月6日(水)～7日(木)

セミナーの報告は、DSWIスクエアに掲載していますので、そちらをご覧ください。

理事会(第4回) 3月22日(金)

3月22日(金)に開催する代議員会(第2回)



に上程する議案について、確認および承認を行った。

【報告】平成30年度事業進捗状況について

【議案】

- ① 平成30年度補正予算(案)について
- ② 2019年度事業計画(案)について
- ③ 2019年度予算(案)について
- ④ 代議員・理事選出規程の改正について
- ⑤ 2019・2020年度役員選任要領(案)について



代議員会(第2回)3月22日(金)

代議員会に以下の5つの議案を上程した。審議を得て、全議案について承認された。

第一号議案：平成30年度補正予算(案)について

第二号議案：2019年度事業計画(案)について

第三号議案：2019年度予算(案)について

第四号議案：代議員・理事選出規程の改正について

第五号議案：2019・2020年度役員選任要領(案)について

※2019年度事業計画と予算は次頁より掲載しています。

日本福祉施設士会 2019年度 事業計画

この間、国においては、「地域共生社会」の実現に向け、住民や関係者等の多様な主体が地域において生活上の課題を「我が事」・「丸ごと」として受け止めながらつながり、地域を共に創るための政策を推進している。福祉施設士には、法人や施設の運営のみに留まらず、これらの施策に積極的に取り組む実践者として力を発揮し、地域により積極的に貢献していくことが求められている。

2019年度は、本会創設40周年にあたる。本会は、1979(昭和54)年度の発足以降、様々な事業を展開してきたが、現在、組織の活力低下、会員数の減少に直面している。また、「福祉施設士」の認知度についても十分とはいえない現状がある。

このため、会創設40周年を機に、会の活性化を図るための課題を洗い出しこれを克服し、その上で会の進むべき方向性を見据え、「福祉施設士」の認知度の向上を図ることを始め、これまで以上に会員一人ひとりの実践力を高めるための研修の充実を図り、「福祉施設長」が社会全体の福祉向上に寄与しその成果を発信し、社会福祉関係者及び社会に「福祉施設士」及び本会の認知度を高め、本会の存在意義を示していきたい。

本会ではこうした情勢認識に立ち、2019年度は以下の事業に取り組む。

平成31年度事業の重点

(1) 実態調査及び会の今後のあり方についての検討の実施

本会の現状について調査する実態調査を実施し、その上で、10年後を見越した会の活性化や今後の方向性について検討する。

(2) 会創設40周年事業の推進

全国福祉施設士セミナーを九州・沖縄ブロックセミナーと共同開催すること等、研修会の参加者数の増を図り、また、研修事業全体の効果的な推進方法について検討し実践する。また、同セミナーの中で会創設40周年を記念した表彰や交流会を実施する。その他、記念誌を発行する。

(3) 組織体制と事業の見直し、財政等の健全化にむけた取り組み推進

実態調査の結果等も踏まえ、引き続き組織体制や事業等の見直しについて検討を進め、本会事業の活性化や基礎的収支の改善にむけた取り組みを促進する。

1. 調査研究事業の充実

(1) 実態調査及び会の今後のあり方についての検討の実施

会の現状について調査する実態調査を実施し、その結果を踏まえ関係委員会や必要に応じて外部関係者も交え、10年後を見越した会の今後のあり方について検討し、年度中に実施できるものはその具体化を図る。また、全社協・社会福祉施設協議会連絡会他、種別協議会事業との連携を通して、「福祉施設士」の今日的な役割の発揮について、社会福祉法人・福祉施設関係者に周知、理解促進を図り、もって資格と本会に対する社会からの認知向上を図る。

(2) 「施設長のための業務チェックリスト(仮称)」の刊行

「施設長のための業務チェックリスト(仮称)」をリニューアルして刊行し、施設長の業務の見える化を図り、もって施設長の資質向上に寄与する。

2. 生涯研修事業の推進

施設の経営管理に必要な知識や技術をはじめ、有効なマネジメント手法の習得及び能力向上を目的とした研修会を開催する。

(1) 施設長実学講座の開催(計5回)

人事・労務・財務等にかかるマネジメント手法の習得及び能力の向上を図り、福祉施設長として求められる役割の発揮に資する。

(第1回) 「働き方改革と労務管理について」

2019年7月29日(月)～30日(火)

(第2回) 「法務課題・情報管理について」

2019年8月26日(月)～27日(火)

(第3回) 「虐待防止と権利擁護について」

2019年9月26日(木)～27日(金)

(第4回) 「災害対策と危機管理について」

2019年10月28日(月)～29日(火)

(第5回) 「基礎から学ぶ会計実務(決算含)について」

2019年12月11日(水)～12日(木)

会場は、全て全社協・会議室(東京都千代田区)、定員は各60名。

(2) 会創設40周年記念第41回全国福祉施設士セミナーの開催

本会事業の重点に関連し、福祉施設長に求められる姿勢や態度の確認や、今後の福祉施設経営の方向性の共有、会員相互の交流促進を目的に、「第41回全国福祉施設士セミナー」を開催する。会創設40周年にあたり、九州・沖縄ブロックセミナーと共催する。

テーマ: 「今、何をすべきか 社会福祉施設のこれから(仮称)」

開催期日: 2019年7月4日(木)～5日(金)

会場: 福岡県福岡市・福岡県中小企業振興センター

定員: 200名

(3) ブロック・都道府県組織活動支援事業の実施

ブロック・都道府県組織で行う研修・セミナーの企画支援や広報協力を強化し、都道府県福祉施設士会活動の充実に向けて支援する。

(4) 研修事業参加促進策の検討・実施

福祉施設士の生涯研修への参加を推進する方策(ポイント制等)について検討し実施する。

3. 広報・情報提供体制の強化

各種制度・施策にかかる情報提供をはじめ、福祉施設の日常的な運営管理に活用できるマネジメント手法や、会員施設の実践と工夫点等を共有する。また、「福祉施設士」の活動成果を社会福祉関係者及び社会に周知する取り組みを強化する。

(1) 会報「福祉施設士」の発行(年間6号)

会報「福祉施設士」を隔月で発行する。テーマに沿った会員実践を特集として紹介するとともに、組織や地域の牽引役の自覚を高める「リーダー・躍動」や、施設の経営管理にかかる知識や技術の向上をはかる「誌上講座」を連載する。また、ブロック・都道府県組織活動や本会事業についての情報提供を行う。会報は発行後、PDFファイルにてホームページで公開する。

(主な誌面構成)

○「リーダー・躍動」

人・組織・地域の成長を導くリーダー像を描きながら、福祉施設士に求められる考え方や行動について有識者からの提言を行う。

○「福祉施設士のめざすもの」

福祉施設士への想いや具体的な取り組みなどについて、会員個々人の歩みを踏まえて発信する。

○「特集」

年間テーマを「福祉施設士行動原則の実践」とし、会員実践をはじめ、福祉施設管理者に求められる共通的な知識・技術等を学ぶ。

○「誌上講座」

人事、労務、財務等、福祉施設の経営管理に求められるマネジメントの事例やポイントを発信する。

○「あんてな」、「DSWIスクエア」

本会事業(会議、研修会)や都道府県組織活動の情報を発信する。

(2) ホームページによる情報提供

本会事業および地方組織の活動等について、ホームページを活用して発信する。

(3) メールマガジンによる情報提供

「日本福祉施設士会【DSWI】メールマガジン」を月1回発行する。日常業務の確認「今月のチェックリスト」、他分野の基礎知識「時事／用語解説」、「リレーコラム」、その他時宜に合った情報提供を掲載する他、随時臨時号を発行し、研修等の案内周知にも活用する。

(4) ホームページの活用促進

掲載する情報の精査や追加等、ホームページの活用推進について追及する。

4. 「福祉施設士行動原則」の活用促進

会報「福祉施設士」にて、年間を通じて会員施設の取り組みを掲載する。また、「福祉施設士行動原則」に示した各姿勢・行動にかかる会員実践を収集・発信するとともに、調査研究事業を通じて、同原則の活用方法を把握し、会員間での共有を図る。

(1) 会員の属性傾向の把握と活用

会員のメールアドレス登録と併せて施設種別以外の職種等の属性傾向についても把握し、会員実践の発信を強化する。

(2) 「福祉施設士行動原則」の普及および活用促進のフォローアップ

「福祉施設士行動原則」の普及および活用促進に資するため、会員の取り組み状況および同原則の活用方法を把握し、会員間での共有をはかる。

(3) 福祉QC活動

以下の研修会等を行う。

①「第24回『福祉QC』入門講座」の開催

開催期日：2019年6月25日(火)～26日(水)

会 場：全社協・会議室

定 員：90名

内 容：福祉QC活動の目的に加え、活動のポイントについて演習形式で学ぶ

②「第30回『福祉QC』全国発表大会」の開催

開催期日：2019年11月18日(月)～19日(火)

会 場：全社協・灘尾ホール、会議室

定 員：160名(40サークルの発表を募集)

発表事例：各施設における業務改善や利用者支援にかかるQCサークル活動事例

③「福祉QC」を用いた活動実践の共有

「福祉QC」を用いた活動実践を収集し、会員間で共有することで、福祉QC活動の促進につなげる。

④改善(福祉QC)活動個別指導講座

関東甲信越静ブロックにおける開催を支援する。

(4) 社会福祉関係法制度見直し等への対応

社会福祉法人制度改革をはじめ、各分野の制度改革の動きに適宜対応する。

5. 組織体制と事業の見直し、および財政等の健全化にむけた取り組み推進

入会および会員の定着促進、都道府県組織の基盤強化、財政の再建など直面する課題の解消にむけた取り組みを行うとともに、組織体制や事業の見直しについて議論を進める。

(1) 組織体制・事業の見直し、財政の健全化

本会の組織体制や事業の見直しについて継続的に検討を進めるとともに、引き続き財政の健全化を図る。

会員が年間において1つ以上研修会(全国セミナー、実学講座)を受講するよう促すとともに、運営内規等に明記する等、規程の改正について検討実施する。

(2) 会員増に向けた取り組み

福祉施設長専門講座修了者に対して本会から入会の案内を行うとともに、都道府県組織を通しての加入促進を進める。

第43期(平成30年度)講座修了者に対しては、研修会の開催案内等を送付し、研修機会の提供と加入促進を図る。第44期(2019年度)講座受講者に対して、会報誌や研修会開催案内等を送付し、修了後の入会につながるよう情報提供に努める。

全社協・出版部と協力して書籍の会員割引販売を期間限定で実施する。

地域における福祉施設士資格認知の向上に向けて、会員名刺や会員施設表示板の普及に努める。

(3) 都道府県組織の支援

各都道府県内での広報にむけ、会報を都道府県組織に配布する。また、ブロックセミナー開催に対する助成および本会役員の派遣を行う。

都道府県組織から活動計画・予算ならびに活動報告・決算の提出を求めた上で、都道府県組織強化に向けた助成(会員あたり@1,000円)の実施について検討を行う(必要に応じて、2019年度補正予算にて対応)。

(4) 会務の運営

代議員会、理事会および各委員会を開催する。

また、全国社会福祉協議会の専門職員組織として、政策委員会、国際社会福祉基金委員会、福祉施設長専門講座運営委員会への委員としての参画を通じて、全社協事業へ参画する。

日本福祉施設士会 2019年度セミナー・研修会のご案内

1. 施設長実学講座の開催(計5回)

人事・労務・財務等にかかるマネジメント手法の習得及び能力の向上を図り、福祉施設長として求められる役割の発揮に資する。

(第1回)「働き方改革と労務管理について」

2019年7月29日(月)～30日(火)

(第2回)「法務課題・情報管理について」

2019年8月26日(月)～27日(火)

(第3回)「虐待防止と権利擁護について」

2019年9月26日(木)～27日(金)

(第4回)「災害対策と危機管理について」

2019年10月28日(月)～29日(火)

(第5回)「基礎から学ぶ会計実務(決算含)について」

2019年12月11日(水)～12日(木)

会場は、全て全社協・会議室(東京都千代田区)、定員は各60名。

2. 会創設40周年記念第41回全国福祉施設士セミナーの開催

本会事業の重点に関連し、福祉施設長に求められる姿勢や態度の確認や、今後の福祉施設経営の方向性の共有、会員相互の交流促進を目的に、「第41回全国福祉施設士セミナー」を開催する。会創設40周年にあたり、九州・沖縄ブロックセミナーと共催する。

テーマ:「今、何をすべきか 社会福祉施設のこれから(仮称)」

開催期日:2019年7月4日(木)～5日(金)

会場:福岡県福岡市・福岡県中小企業振興センター

定員:200名

3. 「福祉QC」活動に関する研修会の開催

(1)「第24回『福祉QC』入門講座」

開催期日:2019年6月25日(火)～26日(水)

会場:全社協・会議室

定員:90名

(2)「第30回『福祉QC』全国発表大会」

開催期日:2019年11月18日(月)～19日(火)

会場:全社協・灘尾ホール、会議室

定員:160名(40サークルの発表を募集)

●日本福祉施設士会 2019年度資金収支予算書

(単位:円)

勘定科目	当年度予算(A)	前年度予算(B)	増減(A)-(B)
事業活動による収支			
収入			
会費収入	15,890,000	15,890,000	0
事業収入	12,204,000	9,338,000	2,866,000
参加費収入	11,880,000	9,162,000	2,718,000
資料・図書等頒布収入	204,000	56,000	148,000
広告料収入	120,000	120,000	0
受取利息配当金収入	2,000	2,000	0
受取利息配当金収入	1,000	1,000	0
積立資産受取利息配当金収入	1,000	1,000	0
その他の収入	100,000	128,000	△28,000
雑収入	100,000	128,000	△28,000
事業活動収入計(1)	28,196,000	25,358,000	2,838,000
支出			
人件費支出	7,750,000	7,701,000	49,000
派遣職員費支出	1,250,000	1,201,000	49,000
人件費負担金支出	6,500,000	6,500,000	0
事業費支出	20,301,000	18,084,000	2,217,000
諸謝金支出	1,796,000	1,655,000	141,000
旅費交通費支出	8,437,000	7,342,000	1,095,000
消耗器具備品費支出	384,000	376,000	8,000
印刷製本費支出	3,930,000	2,972,000	958,000
通信運搬費支出	1,752,000	1,474,000	278,000
会議費支出	812,000	665,000	147,000
資料図書費支出	24,000	24,000	0
広報費支出	780,000	750,000	30,000
業務委託費支出	282,000	154,000	128,000
手数料支出	80,000	57,000	23,000
賃借料支出	1,941,000	2,532,000	△591,000
雑支出	83,000	83,000	0
事務費支出	447,000	452,000	△5,000
事務消耗品費支出	15,000	25,000	△10,000
印刷製本費支出	100,000	100,000	0
通信運搬費支出	150,000	150,000	0
手数料支出	170,000	165,000	5,000
租税公課支出	2,000	2,000	0
渉外費支出	10,000	10,000	0
販売原価支出	15,000	15,000	0
分担金支出	50,000	50,000	0
助成金支出	1,050,000	1,050,000	0
負担金支出	1,375,000	1,375,000	0
事業活動支出計(2)	30,988,000	28,727,000	2,261,000
事業活動資金収支差額(3=1-2)	△2,792,000	△3,369,000	577,000
その他の活動による収支			
収入			
その他の活動収入計(7)	0	0	0
支出			
積立資産支出	1,000	1,000	0
その他の積立資産積立支出	1,000	1,000	0
運営資金積立資産積立支出	1,000	1,000	0
その他の活動支出計(8)	1,000	1,000	0
その他の活動資金収支差額(9=7-8)	△1,000	△1,000	0
予備費支出(10)	0	0	0
当期資金収支差額合計(11=3+9-10)	△2,793,000	△3,370,000	577,000
前期末支払資金残高(12)	4,072,000	7,442,000	△3,370,000
前期末支払資金残高	4,072,000	7,442,000	△3,370,000
当期末支払資金残高(11)+(12)	1,279,000	4,072,000	△2,793,000

メールアドレスを登録して「メールマガジン」を読んでみよう！

日本福祉施設士会では、「日本福祉施設士会【DSWI】メールマガジン」を毎月1回(その月の1日)発行しています。「今月のチェックリスト」「時事／用語解説」「リレーコラム」の他、事務局からのお知らせを掲載しています。

アドレス登録・変更・解除は、本会ホームページから専用の登録ページに進んでいただくことで各会員が簡単にできるようになっています(40頁参照)。そこで、これまでのメールマガジンを掲載しますので、メールアドレスを登録して「メールマガジン」を読んでみよう。

メールマガジンの見本を掲載します

日本福祉施設士会【DSWI】メールマガジン No.34
2019.2.1

★経営・管理者としての「社会への姿勢」について

.....

もくじ

1) 今月のチェックリスト

：経営・管理者としての「社会への姿勢」をチェックしてみよう！

2) 時事／用語解説

：潜在的介護労働者を職場に就業(復帰)させるための方策

3) 会員リレーコラム

：兵庫県 舟橋 博さんです。

4) 学びの「一言」

5) 事務局よりお知らせ

*本号本文は約4,500文字です。

▼.....

1) 今月のチェックリスト

：経営・管理者としての「社会への姿勢」をチェックしてみよう！

社会からの評判を意識した経営を心掛けていますか？

行動③透明性を高め積極的な情報公開・提供を進めていますか？

行動④公益性にふさわしい体制を整備し、効果的・効率的な組織運営を進めていますか？

※行動＝福祉施設士行動原則～6つの姿勢と12の行動～より

【解説】

社会福祉法人も地域のなかの一構成員として、地域住民のためになる取組を考える必要があります。そのためには、自法人の姿を「見える化」、すなわち地域住民の側から法人組織がどう見えているかを考え、法人側から地域の一員となるような発信をどのように行うべきか、職員の共有事項として捉え議論しておくこ

とも大事です。いずれにせよ、社会や地域と法人との関係を取り持つ継続的な「窓口担当」が必要です。その上で、歴史を重ねている社会福祉法人は、これまでの取組みに対する現状把握や見直しを行う、また、これから歴史を築き上げていこうとする法人や福祉を生業とする株式会社等は、社会や地域に対する姿勢をわかりやすく発信することが、地域住民への安全や安心をもたらします。そのように法人には、関係機関との組織的な連携や協働による地域での「建設的な幸せ」を構築するような取組みが期待されています。

社会福祉法人は、地域の一構成員として地域の仲間となる「覚悟を決めた宣言」をし、取組みを推進することが望まれます。



社会からの評判を意識した経営を心掛けていますか？

- ・良きにつけ悪しきにつけ、法人・施設への「評判」に耳を傾けることが大事で、評議員や役員等が一丸となって地域における課題についての実態把握に努めるべきです。そうしないと、地域ニーズと社会福祉法人の取組みがマッチせず、実効が上がらなくなるからです。
- ・もしも「あそこの法人ならできる」とか「あそこの施設にはできない」などという評判が聞こえてくるのならば、もっともっと実践を積み重ね、信用や信頼を勝ち得る努力をするべきでしょう。法人の強みを生かしながら継続的な努力をしていくためには、職員に対し、法人の「理念・基本方針」に沿った目標を掲げて、その浸透を図る。つまり、「法人としての社会への取組みの共有化」がなされているかどうか重要なポイントになります。そうして地域への取組みは、まず、「評判」をよくすることから始めましょう。



行動③透明性を高め積極的な情報公開・提供を進めていますか？

- ・ホームページ等の活用により、理念や基本方針、提供するサービス内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報を公開しますが、法人による、社会や地域の福祉向上への取組み状況についても公表しましょう。
- ・例えば、「福祉QC活動」や第三者評価受審内容や、苦情・相談体制とその内容について、どのように改善・対応しているかという状況についても、ホームページを活用し「見える化」を進めます。「透明性を高める」とは、法人のあるがままの事実を公表し、質の改善を図る時間の経過の状況を詳らかにしていくことで、第三者評価や利用者からの苦情受付状況、外部監査の状況も視野に入れ、ホームページ上で情報開示を図ることも必要でしょう。勇気をもって現状を発信するべきです。もちろん、広報誌やパンフレットでの情報開示も大事になります。



行動④公益性にふさわしい体制を整備し、効果的・効率的な組織運営を進めていますか？

- ・「公益性にふさわしい組織体制の整備」とは、不特定多数の方、どのような方に対してもわかりやすく嘘偽りのない運営体制を目指すことであり、全職員・利用者はもちろん、地域や社会に向けて、いつでも開放されている組織体を目指す

すことであると言えます。

- ・そのためには、例えば、法人・施設の事務・経理・取引等に関するルールを明確にして職員等に周知したり、職務分掌と権限・責任の明確化や、必要に応じた外部監査・内部監査の実施状況等定期的に行い、いわゆる外部の専門家(客観性を保つ)によるチェックを行い、経営改善等を効果的・効率的に実施することが必要になります。
- ・小規模な法人において、施設の外部監査等の活用がなされていない場合には、外部の専門家との契約に基づいた相談・助言を必要に応じ得ることで、効果的・効率的な組織運営が適正に確保されていることを確認し、実情に即し、経営改善の取組みを行うことが大事になります。

「福祉施設士」が存在する法人・施設であれば、「ホームページ等」に、「福祉QC活動」や第三者評価受審による自己評価や改善事項、苦情による相談内容の改善事項等を記載する。そのような情報発信の取組みについて、改めて見直しを行ってみることを提案いたします。

(執筆：秋田県 村上 耕治 No.1730)

▼ 2) 時事／用語解説

：潜在的介護労働者を職場に就業(復帰)させるための方策

入管難民法改正案が成立し、5年目までに最大34万5,150人の受け入れを見込み、その具体的根幹に当たることは今後政省令で決めていくとのこと。人材確保と経済界は歓迎だが、今までの受け入れは、労働力不足解消中心で人権尊重の共生からは問題をはらんでいたとの実態がある。

新たに介護の人手不足対策の一つとして、外国人技能実習制度に介護職種が追加される。日常会話能力のあることがコミュニケーションの要件とされている。

標記のテーマについて、外国人の導入をも含めて介護福祉の基本にも立ち返って考えてみたい。

1. 介護福祉とは何か。そのあるべき姿、基本をまず考えてみたい。要介護度が同レベルで、同じような個別支援計画が作られている人でも、求められている幸せの内容は違っているのではないか。マニュアルだけでなく、利用者個々人のニーズに沿った提供が介護福祉のあるべき姿ではないか。介護従事者に「人間学」が求められている。
2. 福祉予算の増大は止まらぬ蛇口だろうか。デンマークでは、福祉は国内優良大企業で国家財政上大切な部分で使えばなく、所得税、間接税、利用者、サービス事業所から戻ってくる。国民は政治と行政への信頼が厚く、税で払った方が個人で貯蓄するよりも良いと考えている。
3. 食糧や労働力など国の基本となるものは、国内自給が原則ではないか。安易に国外依存すべきだろうか。デンマークでは、通信機器の普及で直接窓口来場者が減ったからと役所の窓口人員を減らし、郵便局の窓口をスーパー委託にしたりなど、労働力の再配分をして必要となっているところへ廻したりしている。日常会話能力だけでなく、文化、伝統、生活習慣等から人間理解にまで至る検

- 討が介護福祉分野では必要ではないか。
4. 介護福祉士養成校への進学希望者の啓発、進学のし易さ、奨励で増やそう。各地方自治体(県など)に働きながら学べる定時制のような養成校を増やしたい。四年制大学の養成校は、募集停止、撤退が目立ち、短大や専門学校は定員の40%程度など充足されていない。各種奨学金制度、就職する現場の各種処遇改善、研修システム、スーパービジョン体制などが求められている。
 5. 資格所有で就業していない人材の就業への対策の推進をより具体的に進めたい。
介護福祉士、社会福祉士などで介護福祉の職場を辞めている。就職しない人がたくさんいる。3K、重労働、低収入、生きがいがないなどからの解消、家庭生活との調和などを進めていきたい。
 6. 福祉機器などの導入による省力化、ボランティア、地域との共生の推進なども進めよう。
 7. まとめに代えて、人生の終末が幸せで充実していたと思って終わることを、みんなと真剣に考え合う時ではないか。我が会としてもより議論していきたい。

(執筆：新潟県 大澤 澄男 No.1030)

▼ 3) 会員リレーコラム

：兵庫県 舟橋 博さん(No.2124)

「仕事を通して得た、嬉しかったこと」

平成29年度より、あさひ保育園では高齢者とお食事をする「あさひランチ」を毎月1回開催しています。園児と共に昔遊びやゲームを楽しんだ後、みんなで仲良く季節にちなんだ昼食を共にしています。また、併設の児童館では、毎週1回の子ども食堂「あさひキッチン」を開催しています。ボランティアの方々による学習指導、宿題のアドバイス等の後、毎日夜遅くなるお父さんが多いご家庭で、小学生とお母さんが寂しく夕食を食べていた親子など数名で始まりましたが、やがてその下の保育園児さん、近所の一人暮らしの祖父母の方々などが、次々と児童館に集い、現在では50数名が集う楽しい一時となりました。丁度、体調不良学童の受入れのため、一部増築工事をした部屋も、増え続けるキッチンの受入れスペースとして活用が予定されています。

調理は、保育園の栄養士が時差出勤で児童館職員と共に担当し、季節感あふれる夕食が提供されるようになりました。神戸市のご紹介で「無農薬野菜栽培農家」の方が、2級品で良ければ……、と無料で野菜を提供して頂ける様になり、その方のご紹介で次々と農家が増えて、今では6軒の方々から毎週のキッチンに合わせてお野菜を頂けるようになりました。野菜嫌いの子ども達が、人参を丸ごと葉っぱまで何本も食べたり、好き嫌いも無くなり、親御さんも驚いておられます。みんなで食べるお食事はとてもおいしく、何杯もお変わりがされています。100円で申し訳ないと、いただいたお米を寄付して下さる方や、御礼に差し上げた子どもたちがついたお餅を喜び、次の週には「私たちはあまり食べないから……」と、また、農家からお米を頂いたり、神戸市西区という田園地帯を含む嬉しい地域の

繋がり、連鎖が続いています。

ああ、日本人はこんなに温かい心を持った人たちであった……、と善意の連鎖に感謝感激の毎日です。これからも、社会の現状を見て止むにやまれずに私財を全て法人に寄付をして社会福祉事業を始められた先人の尊い御精神を受け継いで、我が町「桜が丘」の憩いと安らぎの園(その)と館(やかた)であり続けたいと願う今日この頃です。

→次回は 三重県 山野 文照さん(No.1006)です。



4)学びの「一言」：地域連携のヒント

軽い「フットワーク」で新しい場所に一步足を踏み入れて顔見知りを増やし、合う都度、情報の共有化を図り、その人たちとの「ネットワーク」を作り、同じ目標に向かって活動することで「チームワーク」が生まれます。

by:「施設長実学講座(第5回)」より



◇メールマガジンバックナンバーは以下で読めます。

<http://sv6.mgzn.jp/pub/mailList.php?cid=S604763>

◇周りの会員でアドレス未登録の方がいれば、登録を呼びかけてくださいますようご協力をお願いします。登録・解除・アドレス変更は以下からできます。

<http://www.dswi-sisetusi.gr.jp/meruhaikun/index.html>

┌次回は2月1日発行

発行：全国社会福祉協議会

日本福祉施設士会 広報委員会

連絡先：z-sisetusi@shakyo.or.jp

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2

電話 03-3581-7819

Fax 03-3581-7928

└DSWI

日本の社会福祉

礎を築いた人びと

蟻塚昌克著

制度が十分に整っていない時代、日本の社会福祉を築いた多くの先達たちの実践から、現代の福祉課題に向き合うポイントを学びます。



- 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 編
- B5判 ●200頁 ●2019年4月発行
- 定価 本体**2,000**円(税別)

現代につながる
”福祉課題への
向き合い方”とは

制度が十分に整っていない時代、前例がない、法律がない、資金がないなどの多くの困難を突破して、制度の狭間においてサービスが届いていない人への支援に果敢に取り組み、日本の社会福祉を築いた多くの先達があります。先達たちの実践には、現代の福祉課題に向き合ううえでの多くの共通項があります。本書では、その実践の背景に何があったのか、取り組むうえでのポイントについて、48人の実践を通じて紹介します。社会福祉法人・福祉施設の経営管理者や、地域の福祉課題に取り組む業務を担当している方には、是非ご一読をいただきたい一冊です。

●お申込みは、書店、都道府県・指定都市社会福祉協議会または下記へ●

■ 全社協出版部受注センター ■

TEL.049-257-1080 FAX.049-257-3111
E-mail: zenshakyo-s@shakyo.or.jp

全社協

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 出版部

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2
新霞が関ビル

福祉関係図書の検索・注文ができるホームページ
※クレジットカード決済にも対応!

福祉の本出版目録

検索

▶▶ <http://www.fukushinohon.gr.jp>

注文申込書

●太枠内にご記入のうえFAXまたは郵送にてお申込みください●

53030185		日本の社会福祉 礎を築いた人びと			冊数	冊	
送付・請求先	ご住所	〒 ー				日本福祉施設士会会員番号	
	フリガナ						
	お名前					幹 旋	02000024 日本福祉施設士会
	電話番号	() ー	倉庫	2・1	掛率	0.9	
		得コード		割引期間 2019年4/1~5/31			

●ご記入の個人情報は、次の目的の範囲内でのみ使用させていただきます。
⇒注文確認/商品発送/代金請求/入金確認/新刊案内/商品満足度調査

◎お届けまで1週間から10日ほどかかります(請求書同封)。図書代金のほか、下記のとおり荷造・送料を申し受けます。

1回のご購入額: 1,500円未満…400円 1,500円以上…500円 ※ただし、1回のご注文で10冊以上、または1万円以上ご購入の場合は送料サービス

福祉の職場の マナーガイド ブック 立石 貴子 著



マナーの基本を学ぶ！
福祉業界で働く方の必読本

- 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 編
- A4判 ● 84頁 ● 2019年3月発行
- 定価 本体**1,000**円(税別)

利用者やその家族とのコミュニケーションを図るためにも、きちんとしたマナーを身に付けることから始めてみましょう。

本書は、はじめて社会人として福祉の仕事に就くことになった方がたのために、最初に身に付けてほしい仕事の基本や職場でのマナーをお伝えする本です。

施設・事業所における新入職員教育の教材として、最適な内容になっています。

- 【収録内容】 1. プロローグ 2. マナーの基本 3. 言葉遣い 4. 来客応対
5. 電話応対 6. 電子メールとファクシミリの基本 7. クレームや問い合わせの対応

●お申込みは、書店、都道府県・指定都市社会福祉協議会または下記へ●

■ 全社協出版部受注センター ■

TEL.049-257-1080 FAX.049-257-3111
E-mail: zenshakyo-s@shakyo.or.jp

全社協

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 出版部

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2
新霞が関ビル

福祉関係図書の検索・注文ができるホームページ
※クレジットカード決済にも対応!

福祉の本出版目録

検索

▶▶ <http://www.fukushinohon.gr.jp>

注文申込書

●太枠内にご記入のうえFAXまたは郵送にてお申込みください●

53030184		福祉の職場のマナーガイドブック			冊数	冊
送付・請求先	ご住所	〒 -			日本福祉施設士会会員番号	
	フリガナ					
	お名前	幹旋	02000024	日本福祉施設士会		
	電話番号 () -	倉庫	2・1	掛率	0.9	
		得コード	割引期間 2019年4/1~5/31			

●ご記入の個人情報は、次の目的の範囲内でのみ使用させていただきます。
⇒注文確認/商品発送/代金請求/入金確認/新刊案内/商品満足度調査

◎お届けまで1週間から10日ほどかかります(請求書同封)。図書代金のほか、下記のとおり荷造・送料を申し受けます。

1回のご購入額: 1,500円未満…400円 1,500円以上…500円 ※ただし、1回のご注文で10冊以上、または1万円以上ご購入の場合は送料サービス

社会福祉法人の改革が進むいま、福祉施設長を問う!

全社協ブックレット⑥

変革のなかの福祉施設長

全社協「福祉施設長のあり方に関する検討会」報告書を読む

これからの
福祉施設長の
方向性を考える

- 第189回通常国会に提出された「社会福祉法等の一部を改正する法律案」は、社会福祉法人制度について経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上などの改革をすすめる、福祉サービスの供給体制の整備および充実を図ることを目的としています。
- 本書は、平成27年3月13日に「福祉施設長のあり方に関する検討会」(委員長:潮谷義子 日本社会事業大学理事長) がとりまとめた報告書の全文をはじめ、有識者による福祉施設長への提言、制度改革にかかる関連資料を掲載しています。
- 社会福祉法人のあり方が大きく変化するなかにあつて、福祉施設長がもつべき姿勢や態度、役割等、「めざす福祉施設長像(人材イメージ)」が考察できます。



- 全国社会福祉協議会 編
- A5判・126頁 ● 2015年5月発行
- 定価 本体700円(税別)

●お申込みは、書店、都道府県・指定都市社会福祉協議会または下記へ●

■ 全社協出版部受注センター ■
TEL.049-257-1080 FAX.049-257-3111
E-mail: zenshakyo-s@shakyo.or.jp

全社協

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 出版部
〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2
新霞が関ビル

福祉関係圖書の検索・注文ができるホームページ

福祉の本出版目録

検索

▶▶ <http://www.fukushinohon.gr.jp>

注文申込書 ●太枠内にご記入のうえFAXまたは郵送にてお申込みください●

53030164		全社協 ブックレット	⑥変革のなかの福祉施設長		冊数	冊	
送 付 ・ 請 求 先	ご住所	〒 ー				日本福祉施設士会会員番号	
	フリガナ お名前					02000024 日本福祉施設士会	
	電話番号	() ー	倉庫	2・1	掛率	0.9	
			得コード	割引期間	2019年4/1~5/31		

●ご記入の個人情報は、次の目的の範囲内でのみ利用させていただきます。
⇒注文確認/商品発送/代金請求/入金確認/新刊案内/商品満足度調査

◎お届けまで1週間から10日ほどかかります(請求書同封)。図書代金のほか、下記のとおり荷造・送料を申し受けます。
1回のご購入額: 1,500円未満…400円 1,500円以上…500円 ※ただし、1回のご注文で10冊以上、または1万円以上ご購入の場合は送料サービス

もうお済みですか？

日本福祉施設士会会員メールアドレス登録のご案内

「会員メールアドレスの登録」はもうお済みでしょうか。登録無料、パソコン、スマートフォン、従来型携帯のいずれのアドレスでもご利用ができます。

毎月1日の朝、5分程度で読める「メールマガジン」をお届けします。実務の役に立ち、知識の幅を広げ、そして仲間からの元気が出るメッセージを、手軽に読むことができます。未だお済みでない方は、以下を参照のうえぜひご登録ください。機器の操作にご不安のある方は本会事務局までご相談ください。

お届けする多彩な情報(バックナンバーも読めます)

●「日本福祉施設士会【DSWI】メールマガジン」の発行(毎月1日)

「今月のチェックリスト」 ※管理者としておさえておきたい経営の“ツボ”

「時事／用語解説」 ※施設種別を超えた幅広い分野の基礎をおさらい

「福祉施設士リレートーク」 ※仕事に元気の出るポジティブリレー

他、福祉制度関連情報、研修情報等を適宜ご案内します。

●研修事業の開催案内(随時発行)

※メールのサイズを抑えるため、ファイル添付はしません。開催要項を掲載した本会ホームページURLをご案内し、受講のポイントをご紹介します。

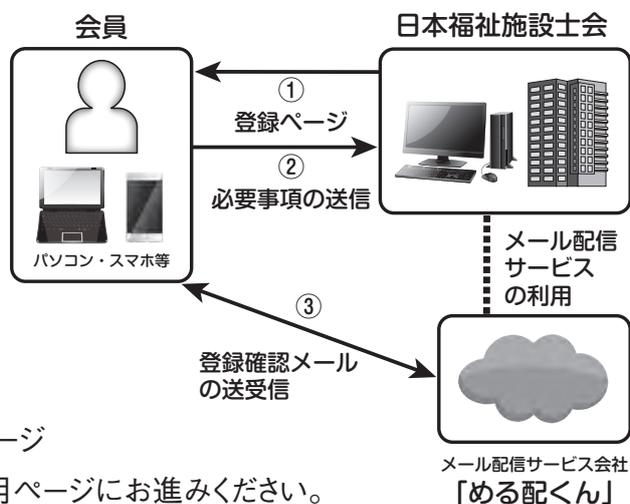
●ブロック・都道府県福祉施設士会事業のご案内(随時発行)

※ブロック・県内の会員に限定送信。

※開催地近隣のブロック・県会員にもお送りする場合があります。

登録手続き方法

- ① 日本福祉施設士会ホームページから専用の登録ページへ進む。
- ② アドレスその他必要事項を記入して送信(この時点では未登録です)
- ③ 記入したアドレス宛に配信サービス会社(める配くん)より確認メールが届き、手続き完了です。



アドレス登録は、日本福祉施設士会ホームページ

<http://www.dswi-sisetusi.gr.jp/> から専用ページにお進みください。

日 程	予 定 事 業
5月9日(木)	平成30年度事業会計監査 (東京都千代田区・全社協会議室)
5月13日(月)	第1回理事会・第1回代議員会 (東京都千代田区・全社協会議室)

＜ご意見・感想の募集について＞

会員の皆様からご意見・感想をお聞かせください。

1. 会報の記事へのご意見・感想をお寄せください。

※特集記事、誌上講座にかかるご質問はもちろん、会報へのご意見や提案も受け付けております。

※本会事業に対してのご意見や、本会執行部・他の会員の皆さまへテーマを示した意見交換の提案なども受け付けております。

2. 文字数は、800字以内でお願いします。

3. 電子メールあるいはFAX、郵送にてご提出ください。

電子メールの場合は、日本福祉施設士会事務局(アドレス z-sisetusi@shakyo.or.jp)まで送信ください。

4. 会報発行月(偶数月)の前月(奇数月)の15日までにお送りください。

5. 掲載する場合は、都道府県ならびに会員ご氏名を掲載いたします。

会員名刺の追加発注・修正を受け付けています>>>

異動等による内容の修正はありませんか？ 1セット(100枚)2,000円(税込)で承ります。

異動の連絡はお早めをお願いします>>>

在籍施設の異動等連絡先が変更となる場合は、お早めにお知らせくださいますよう、お願いいたします。

退会を希望される会員の方へ>>>

退会を希望する場合は、所定の退会届を、当該都道府県福祉施設士会を通じて、本会会長宛にご提出ください。

事務局だより

新しい元号も「令和」にきまり、平成も残すところあと1か月となりました。平成は平和な時代だったという方もいれば、災害が多かったという感想をお持ちの方も多いようです。東京の桜の花も終盤となり、日差しに春を感じていた頃も終わりを告げ、温かくなってきました。

今年度は日本福祉施設士会の会創設40周年を迎えます。皆様の都道府県もそうだと思います。年号も新しくなり、この40周年を機に気持ちを新たにし活動を推進していきたいと思っています。

福祉施設士 4月号

平成31年4月15日発行 通巻331号 偶数月15日発行
定価500円(税込)

発行 社会福祉法人 全国社会福祉協議会・日本福祉施設士会

発行人 高橋 紘

編集人 杉本 憲彦

広報委員会

杉本 憲彦(広報委員長)/三津井 和夫/八木 利彦/伏見 達子/
長川原 しのぶ/大澤 澄男/藤本 喜章/岩田 敏郎/松林 克典

〒100-8980

東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

全国社会福祉協議会 法人振興部

TEL 03(3581)7819 FAX 03(3581)7928

URL <http://www.dswi-sisetusi.gr.jp>

ソウェルクラブ
Sowel
CLUB

会員数
26.2万人
(2018年3月現在)

新規会員募集中

ソウェルクラブには、
職員が求めている
福利厚生があります。



福利厚生センター(ソウェルクラブ)は…

社会福祉事業・介護保険事業に従事する方の福利厚生を全国一括で展開し、スケールメリットを活かすことにより、個々の法人では実現が難しい充実したサービスを提供しています。

1

加入のメリット

- ・職員のリフレッシュやストレス解消
- ・職員の就労意欲の向上
- ・職員のチームワークの構築 など

職場環境が改善することにより、さまざまな効果を実感していただけます。

2

充実したサービス

健診費用の助成、健康生活用品給付、各種お祝品、弔慰金をはじめとした基本サービスに加え、地域密着サービス、クラブオフなど幅広いサービスを展開しています。

3

掛金はわずか年1万円/人

会員1人当たり年1万円のご負担のみで、ソウェルクラブが提供する全てのサービスが利用できます。また、掛金が年5千円の非常勤職員向けコース(サービスは一部限定)も用意しています。

資料請求はこちら

<法人・事業所のご担当者の皆さまへ>

ご希望の方には、ソウェルクラブのサービス内容をコンパクトにまとめたパンフレットを送付いたしますので、お気軽に下記宛てにご連絡ください。

ソウェルクラブ
Sowel
CLUB

社会福祉法人 福利厚生センター

http://www.sowel.or.jp 詳しくは で または、お電話でお問い合わせください。

TEL ☎ 0120-292-711 〒101-0052 東京都千代田区神田小川町1-3-1 NBF小川町ビル10階